



●「市民窓口サービスセンター」で発行する主な証明

住民登録の 関係	住民票の写し	税 の 関 係	所得課税証明書
	住民票記載事項証明		公課証明書
	印鑑登録証明書		評価証明書
戸籍の 関係	戸籍の全部・個人事項証明書(戸籍謄抄本)		評価通知書
	除籍の全部・個人事項証明書(除籍謄抄本)		納税証明書
	戸籍の附票の写し		納税証明書(軽自動車の車検継続検査用)
	戸籍届出の受理証明書		住所証明書
	身分証明書		

証明書の種類によっては、代理人が申請する場合に「委任状」が必要な場合があります。  
窓口へお越しいただく方の、本人確認ができるもの(運転免許証など)が必要です。  
ご不明な点は、四日市市役所市民課(059)354-8152までお問い合わせください。

●住所変更手続きのご案内

- ・新しい住所に異動した日から14日以内に「住民異動届」を提出してください。
- ・手続きには、本人確認ができるもの(運転免許証など)が必要です。  
代理人が手続きをする場合は、「委任状」と代理人の本人確認ができるもの(運転免許証など)が必要です。
- ・本人確認ができないとき、又は代理人が届出されたときは、当事者の方に届出があったことを文書でお知らせします。
- ・住所変更とともに、他に手続きが必要な場合があります。  
(例)印鑑登録証、国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、各種医療制度、児童手当・特例給付、転校など
- ・転入届の際は、前住所地で発行された「転出証明書」が必要です。

四日市市内で住所を異動する場合…転居届  
四日市市外へ住所を異動する場合…転出届  
四日市市内へ住所を異動する場合…転入届

} 手続きによって取り扱い時間が異なります。  
(表面をご覧ください。)

●戸籍届のご案内(出生届、死亡届、婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届、転籍届等)

- ・曜日、時間によって、預りのみの対応になります。(届書の確認は、市民課で行います。)
- ・婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届の際は、本人確認ができるもの(運転免許証など)が必要です。

●印鑑登録申請、廃止・証亡失届のご案内

- ・取り扱い時間については、表面をご覧ください。
- ・印鑑登録の手続きは、厳正です。登録の手続き方法によって、登録にかかる日数が異なります。

- ①運転免許証・パスポートなどをお持ちの、ご本人が窓口に来られるとき ⇒ 即日登録できます
  - ②運転免許証などの交付を受けていない、ご本人が窓口に来られるとき ⇒ 即日登録できません
  - ③ご本人が窓口へ来られないとき⇒ 即日登録できません。(所定の「印鑑登録の委任状」が必要です。)
- ※即日登録できない場合は、ご本人あてに照会文書を郵送しますので、2~3日必要です。

●納付できる市税・手数料などの種類

市民税・県民税	固定資産税・都市計画税	軽自動車税	
国民健康保険料	後期高齢者医療保険料	介護保険料	市保育料
市営住宅使用料	水道料金	し尿くみ取り手数料	

※ただし、納付書をお持ちいただいた場合に限りです。